

6月12日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻  
(自午前10時4分～至午後4時58分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	伊保清安	2番	天久盛雄
3番	石川真六	4番	渡名喜庸仁
6番	瑞慶寛朝村	7番	比嘉盛憲
8番	又吉正弘	9番	棚原寛信
10番	稻嶺正康	11番	安次富盛信
12番	大川昇	13番	知名朝司
14番	崎間正篤	15番	仲村春仁
16番	武島行男	17番	佐喜真弘
18番	比嘉義定	19番	宮城盛昌
20番	伊佐徳次郎	21番	仲村盛光
22番	古波蔵清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

5番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一 助役 沢垣安一

収入役 奥里将俊 総務課長 奥屋好永

財政課長 仲村春信、 任民課長代理 知念和雄  
民生課長 当山全喜、 経済課長 伊佐友誠  
観光課長 古波蔵信三、 郡計課長 島村善幸  
土木課長 島袋善信、 水道工務係長 金城健栄  
消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。  
事務局長 末吉健男、 書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第29号 宜野湾市部課設置条例の  
一部を改正する条例について。  
2. 議案第30号 宜野湾市職員定数条例の  
一部を改正する条例について。  
3. 議案第31号 宜野湾市選挙管理委員会職  
員定数条例を廃止する条例について。  
4. 議案第32号 宜野湾市職員の勤務時間、  
休日及び休暇に関する条例について。  
5. 議案第33号 宜野湾市職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条例について。  
6. 議案第34号 宜野湾市報酬及び費用弁  
償条例の一部を改正する条例について。  
7. 議案第35号 宜野湾市保育所条例の一  
部を改正する条例について。  
8. 議案第37号 宜野湾市消防職員の勤務  
時間、休日及び休暇に関する条例に  
ついて。  
9. 議案第38号 宜野湾市議会事務局設置  
条例の一部を改正する条例について。

日程第10. 議案第39号. 一時借入れ可及  
とに7117. (一般会計)  
之 11. 議案第51号. 一時借入れ可及  
とに7117. (第二地区)

議長 出席19名、欠席3名であります。市町村自治法の第53条第2項により、議会は成立致しております。以上で、本日の会議を開きます。(午前10時4分)

議長 暫く休憩致します。(午前10時5分)

議長 再開致します。(午前10時7分)

議長 日程第1、議案第29号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について上程致します。本案につきまして、市長の提案理由の説明を求めます。

助役 御説明申し上げます。部課設置条例の一部改正につきましては、去る5月16日の臨時議会に諮問として提案を致し、改正のゆかり等につきましては、大方説明をしておりますが、改めてもう一回御説明申し上げます。改善の主なゆかりとその内容は、管理機構の強化というもので、大きくゆかりになっている訳であります。その内容は、施政方針にも御説明申し上げた通りの内容になっている訳であります。それから又点として、事務の集中管理により、事務の合理化、それから経済化による機構を改革し、という考えであります。それから3番目には、内部審判の制度の確立により、責任の所在を明確にしました。

助役 今後の執行の確立を期したい。そのためには、従来ありましたことの従来の機構が縦割り機構になつておりましたのを横割り機構に致しまして、その内部商制を確立したいというねらいをもつていた款であります。それから事務の分量に充てる人員の適正配置というねらいをもつていたわけでありまして、従来その面の考慮が少し欠けたところがありました。そのうちの充実は計って行きたいという考えであります。それから担当している事務の内容と、その課名並びに係名等が一部適切でないというところについては、その担当している事務内容に充てる課名並びに係名に改めて行きたいと、以上のようはからして、機構の改革を提案致しております。今回提案してあります内容は、答申を受けましたその内容そのものを提案致しております。以上で説明を終ります。

議長 本案に対する質疑を許します。

1名番 本案に対して政府の地方課の地方行財政診断結果報告書を見ますというと、宜野湾市には1室9課があるのだ。或いは他市町村に比べて多めという結果が出ておりますが、この点について御検討をなされた事がござりますか。

助役 この面については、機構の問題としまして

助役 17. いかゆり統率する適切なる課とが或  
 うは係の人員等について、行政診断に列  
 挙されておりましたが、今回その面には充分  
 検討を致した訳であります。それと総務  
 課を分課しました。企画室とか企画課とか、と  
 うような問題を相当、部内にのみまわしては  
 問題が立たない訳であります。しかし管理統  
 制、企画の面は総務課に包含した方がい  
 いという考え方で、その案も一応総務課に  
 包含するようは決めた訳であります。それか  
 ら指摘されておりましたように住民課と民生  
 課それから総務課と財政課、都市計画  
 課と土木課等のそれから経済と商工観光  
 の統合が望ましいというよりは、そういう面も  
 関連検討してもらいたいという指摘がござ  
 います。この面を考えた場合にまず商工観  
 光であります。現在の経済課というのは、  
 内容が農林関係、いかゆり第1次産業を相  
 当してこの課でございまして、それで経済課と  
 いうのは商工観光を含めて経済課というの  
 がふさわしいという考え方で課名を改めな  
 した訳であります。それを統合するに致しまし  
 ても商工観光とは今後の宜野湾市が、いかゆ  
 り商工観光という面が非常に重要な部面  
 であるという事によりまして、67年度から新  
 しく、住民、市民の代表でありますとの議  
 会の議決によりまして、商工観光課を設置  
 した訳であります。住民の世論による分課  
 でございまして、これを直ちに経済課に包含

助役

すといふ事は住民・市民の意~~志~~志にそぐわ  
ないんかやないかという訳で分課を統合を  
差し控えた訳であります。それから都市計画  
と土木課の問題であります。これは現在の  
の担当する業務が縦割りになってあります。  
その担当業務が、この部面は都市計画が  
担当する。この部面は土木課が担当するとい  
うふうな縦割りになってあります。その間非  
常に不都合な点も多々見つけらるるもの?  
今後はこれを計画と実施という面にはつぎ  
その分野を分けました。それでスムーズな適正な  
る執行を行つた方がいいという訳で統合  
を差し控えました。その課の機能を変えな  
けであります。縦割りから横割りに変えな  
けであります。それから住民課と民生課と  
あります。住民課はそのまゝ名称に  
あります。民生課は提案してあります。よう  
に厚生課に改め。今後の市の市町村の  
本来業務は住民福祉であります。本  
来業務は今後ますます伸びていくという事  
であります。将来は厚生課の中にもう少  
し分けました。保険衛生面と。それから福祉  
関係という面の必要性も一応充分検討した  
訳であります。この面は今申し上げるやうに  
あまりにも課が多くあります。統率の面か  
ら欠けてくるという訳で分課を差し控えま  
した。そのまゝの体制で進めることにしました。  
これは近い将来にあり。分課の必要性  
は当然出て来るものなと。いう予想をしてる訳

助役 であります。それでござるが併合も考えた  
訳でありますか。これは最近の市の施策によ  
つ分課は、これは機構で、課であります  
可なり。直ちに統合という面は控えて、現  
在の課は指摘されていふように少し多いと思  
いますか。どういふ施策角から現在の課数は  
設置して充分内部機構の改正作りはござ  
るんやないかと、このいふ観点から一応充分  
検討は致してした結果、これは併合の数は必  
要だといふ見解に立ちました。提案してある訳  
であります。

3番 第2条の総務課。その中の、住民課、住民  
課の6番目のとこに犯罪人名簿に関する  
こと、これは人権尊重の面からはどうで  
ありますか。

助役 これは犯罪人名簿という送達を受けた文書  
の主管を不し反訳であります。これを  
公表とかそういうものにつけて慎重なる監  
視を要するといふ意味でありまして別に  
これを軽々に公表しないといふふうな立  
前からした訳であります。

1番 宜野湾市が琉球政府から委託されて  
る業務。どういふのがありますか。

助役 国家業務として戸籍業務 福祉立法にお  
ける色々な立法がなされて、法の改正によ



助役	ついで救済家庭への援護扶助費の支払いに ついで市町村に移管に及びるといふ予想があ ります諸統計については委託業務とみなすか どうか疑問があります。政府の調査等相 当の分量があります。
1番	この委託業務の委託料は充分な大小とい います。
市長	充分とはいえずせん。住民福祉の手数料。 その他政府から委託された業務については 幾分あるありますけれども決して充分とい いえません。
1番	市長の御説明では委託料は充分であるとい う事でありませぬ。即ち市町村自治法に この様な場合市町村長は政府に対して意 見を述べることができるとあります。御承 知ですか。
市長	知っております。
1番	やうな事あります。
市長	これは我々の市町村会でも常に取り扱って 了中部は勿論全琉の市町村会として取り 扱ってすし、政府に陳情要請をしております。 特に今年の件につきましては、又々で総合 的にどういふものも調査致しました。要請

市長 してありますこの要請した結果あつてまだのが  
単用地の手数料等が一部調整されてあります。今後  
もこれは市町村会で全体的にも取りあけて行くよ  
うにしてあります。

1番 この事務取扱関係もう一ぺん。最近になつて  
市町村に自衛隊自衛官の募集についての書類が参  
つてありますか。

市長 参つておりません。

16番 出納室について。出納室が7まで以上は当然  
そこに  
出納室長も生まれ。又職員も配置されて  
ますが、現在の住民課で取扱つて  
いる諸証明の出納関係は従来通りであるが、  
それは又凡て出納室を通じて取扱つ  
るのか。

助役 出納室は現機構に於いてもありますけれども  
室長の発令がなされていませ  
んの。新年度におまわれば、室長を  
発令して法によりまして、収入役  
の職務代理者を議決しなければ  
ならない条文がある。その  
出納室長を収入役の職務代理  
者に議決する」という構想も  
つてあります。それから今の御  
質問の第二点は現金の取扱  
いについては今の戸籍関係  
諸証明手数料の外に公設市場  
の徴収、屠場の使用料の徴収、  
今度設置

助役 これまでこの公営住宅の使用料の徴収ととちから土地賃貸料の徴収とこの分野がありまして、これは直接出納室に納付する場合には相当住民の不便もなくす意味にあります。窓口の一本化という面から市民へのサービスという面から現在の通りその担当の窓口にして徴収をして行きたいと思っておりますが、その場合には現金出納員の発令のもとにいわゆる出納員というのは収入役の委任事務を行う訳でありますので、責任を明確にしまして、委任出納員でやっていまいという考えであります。

16番 志した現状は市民に対するサービスの逆だと思っておりますが、受付をして特に住民票を取るとか印鑑証明をとるとか。

助役 この問題は前から色々検討しておりますが、一応幾ら手数料を払って下さいというふうにして書いて出納室で納めて下さいとした事が処置をとる事がありますが、その場合には住民から色々不平がございました。又元の制度に戻した訳であります。窓口の一本化というのはその窓口で凡この用件、住民が果たせるといふような機構をとるべきかという考え方をあります。それで現制度がいいんじやないかと思っております。

16番 私の見子目では出納室はあくらでいいか？

16番 ありましたが、その窓口は非常に多忙であり  
ます。しからばその出納室の職員を以て、  
窓口で現行通りやるという意味ですか。

助役 その職員は出納員に発令する訳であり  
ます。

16番 受付でもあり、出納員でもあり訳ですか。  
出納はそのま。

助役 出納はですか。税金は凡そ出納に納め  
ると。

16番 仕事の量は検討されておりましたか。私の見  
る目では出納室はあぐらを書いている窓  
口は実際多忙である。

助役 これは表面上納出納室はそういうふうに見  
えませんが、これはその後の  
処理というのが相当の時間を要するので、  
ありまして、出納室は事後処理になります  
ので、客が殺到する時には閑散に見えま  
してもその後の処理というのは非常に多忙  
を極める職務からでありますので、税金に  
ついては現金は全部出納室に納めるとい  
う事になります。

16番 また臨時議会でも指摘しましたか。住  
民課では課長が、いながら上司の耳に

16番 届かなかったかも知れませんが、現在の住民課は非常に混雑している。そこでちょっとじかに見て検討してもらいたい。

女番 固定資産評価室の1の場合に土地の現状調査及び地目の認定に~~関係~~関することになっておりませんが、地番についてはどうか。

助役 固定資産評価室の職務はいわゆる資産の評価であり、地番の問題については資産の取扱い財産係が手続等について、評価室は別にそういう土地事務ではなく、純粋な課税のための評価の業務であります。

18番 只今の女番の質問に関連しまして、固定資産評価室の事務分掌面からした場合には、単なる事務職員では処理できないというような内容の事務であると思いますが、その面について当局は技術職員の採用も考えているかどうか。

助役 技術職員と申し上げます。

18番 これから見れば場合には新築増築の調査、固定資産の評価、いわゆる技術的にやらねばならない事務内容と評価室でなされるのが課税の対象になるというように思っております。そこで住民から税金を課す

18番 上記に於いてはその調査というものは綿密になされなければならぬというように思っており、その業務の内容からした場合には評価室の事務職員が資料作成とかそこから固定資産をみてその位いざという事は評価に当らぬと考へておりました。

助役 この点についてそれは固定資産の評価についての評点については政府の責任になっておりました。地方課の担当でございまして、評価基準は色々変更はありましたが、現在の場合既に実施されておりましたように家屋等については数年前から実施されている方法を続けておりました。これは詳しい内容はわかりませんが評点式であります。それから土地に關しては農耕地におきましては詳しい評点式が示されて、一応評価を終えております。残された問題は宅地、空地についてはロゼンカ方式を採用す。それから地沼山林原野とそれから地目の評価に移る訳であります。当面の問題として直ちに宅地の問題であります。これについては技術と申しますと凡ゆる角度からいえる訳ですが、先ずその評価の方法については凡て算式に従った評価であります。特にその算式を充分間違ひなく実施すればして評価について妥當性を欠くということには予想されぬと考へておりました。

3番	<p>出納室関係はもう一ぺんお伺いします。  この改正条例案は可決された場合には7月1日から適用するということになりますが、雑部金に関する事は出納室の3番目ですとあります。7月1日から適用する場合にはこの雑部金に該当するものは現在何があるか。</p>
助役	<p>現在あります。工事契約保証金、水道給水保証金(前納金)、工事指定店の保証金、その他軍用地料、職員の所得税(源泉徴収された所得税)、みどりの河の還付金、育英会以上であります。もう一つ職員積立金であります。</p>
12番	<p>商工観光課についてお伺いしたい。3番目の金融及び貿易に関する事、これともう1点は度量衡に関する事について説明を求めます。</p>
市長	<p>お答え致します。現在の条例にもある訳であります。金融と申しますと商工業者育成の為の金融の斡旋、直接市がやる訳でございませぬけれどもこういった斡旋と貿易の為に商工業者の指導と申します。どういった事でどういった業務に及ぼすかという事でありませぬ。度量衡、これは各商店にあります計量器です。そのうちのものが</p>

市長 毎年政府から検査が施行されていきますがその検査についての商工業者への説明とか普段でもそういった度量衡や計量器等が十分に正常な位置にあるかどうかといったような事を調査するという事になります。

12番 3番目の金融及び貿易についてござりますか。現在迄商工観光課がござります。そして現在迄そういった斡旋をした事があるかどうか説明願いたい。

観光課長 へ答え致します。信用保証協会の斡旋がござりますか。申込36件について13件で28,000ドル位でございます。

議長 質疑を終り討論を行いたいと思っております。討論をござりませぬので、討論を打ち切り採決致したいと思っておりますが御異議をござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議をござりませぬので採決致します。議案第29号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例~~案~~件について採決致します。原案通り可決することに御異議をござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長 左様決定致します。

議長 日程第2議案第30号 宜野湾市職員定数  
条例の一部を改正する条例についてを議題  
と致します。

議長 本案に対する市長の趣旨説明を求めます。

助役 御説明申し上げます。この案は提案理由に  
ありますとこの事務量の増大によるこの  
機 構の整備充実と現在宜野湾市の定数  
に関する条例につきましては、その外にも現  
在条例があります。関連した提案になつ  
ておりますが選挙管理委員会の事務局定数  
条例と議会におきましては事務局設置条例  
によりまして、定数の条項がござりますが、こ  
ういふようにして現在職員の定数に関する  
条例が3つの条例で定数をうたわれており  
ますけれども、これは色々の面から不便を  
来しますので、今回市の定数に関しましては、一  
つの定数条例の中に入りました。そして定数を  
直ぐわかるように改正したいという内容を  
含んでいる訳であります。定数の提案理由は  
先のような理由、今の定数条例3つあるのを  
一つにまとめるという2つの面から提案  
致しております内容について説明申し上げます  
とこの定数の案につきましては機構改革  
とも関連がござりまして、去る5月の16日臨時  
会に諮問致しまして添付資料として機構

助役

改革に伴うこの部課並みには係の人員配置について一応資料として提供致した訳であります。これに依りまして特に現在の機構に於いて管理部門の非常に弱体を充分反省致しましてその管理機構の充実の計るために総務課に於いては係を係数に於いては多くなっておりませんけれども名称を一部変えまして、その職務内容に依る職員を配置することになりまして現在の総務課に於いては定員が13名であります。26名の定数になる訳であります。しかしこの定数の中には車の管理にまわしては各課が管理運営しておりますが、これを集中管理することにより、専任運転車をこの総務課の行政係の中に包含することになります。それによって2名増員になる訳であります。それから現在のこの第2庁舎に於いては庁舎の清掃その他について非常に不十分であります。現在ありますこの使丁の数がけとうてこの第2庁舎の清掃等について致しおますので一人増員しまして、庁舎の清掃に当たりたいという増員も含めて11名入ります。これは今申し上げたのはいわゆる車の集中管理によりましてこの使丁の増を含まして5名入ります。それから企画係におまわしては現在2名の職員がおりまして主として市の広報の発行などがその大部分の仕事をしていて、その他の機関の付属機関の事務局を担当

助役

いかりますか企画部門本来の事務はあま  
ずしては充分手が余りませぬので充分この  
人員を配置しまして本来の企画行政を実施させ  
たいという意味にあまされ、又名は増やした  
いという考えを持ってあります、それから財政  
管財係でありますかこれは現在の係が一人  
しかありませんで非常に重要な業務を担当  
してありますから実際には市有地の管理、それ  
から予算編成というような内容の仕事がや  
つておられませんのでこれを財政という職務を  
果たさせるためにはいわゆる収入支出を凡そこ  
に集中しまして予算の適正な執行の一つの  
統制機関として財政係を強化充実するとい  
うことをそれから現在の事務消耗品、備品等  
凡そ各課に分散されておりましたところを  
から時間外勤務手当、出張等に於いても全  
部この集中管理しまして、いわゆる凡そ  
入( )金の合理化と経済化を目指  
して行きたいという訳で財政管理財係は  
四名を配置したいという考えであります、こ  
れによる事務備品の受払い、それから備品  
の管理統制こういうものを全部財産管財係  
で掌握させたい、それから将来の財政計画  
の立案等もこの分野で担当させたいという考  
えで現在一人しかありませんが、四名に増や  
したいという考えであります、それから文書係  
でありますか現在係名がありませんで、  
庶務人事係というふうな中に確たる責任分  
野は文書の收受発送の業務としてあります

助役

けれどもこの事務の文書の集中管理に於  
ては、この凡ての文書、浄書、発送、保管、文書の  
管理、それから文書の受付から処理までの管  
理監督、それから保管文書に対するこの凡  
ての種別の判定と文書の編綴、そして予算  
の執行が終了した時、文書の正式な規程  
に従いまして、文書を編算しまして、ここに文書  
の保管をさせてゆく、こういうような業務を担  
当させるためには、ここに5名の職員を配置し  
ないといふことで、総務課の人員増の大きな必  
要性が出てまいります。そこで、総務課の陣容が  
増大したという理由は、本来の担当業務を實際  
には行ひていながら、そのほとんどはその業  
務の責任として処理すべき業務を完全に処  
理させるための必然的な増員という事にな  
る訳であります。それから住民課におきまし  
ては、現在の業務の戸籍関係と住民登録、  
この業務であります。ここに於いては、現在の  
の人員とどう大差はありませんが、現在の機構  
に於きましては、援護係が民生課にありま  
す。これは援護事務が戸籍、住民登録が  
非常に密接な関係があります。及び、別  
々の事務所にあります場合は、住民が非  
常に不便を感してゐるという観点から、援護  
係を住民課の中にもつて来た訳であります。  
ここに依りますと、この人員増であります。民  
生課に包含されておいた援護係を住民課  
にもつて、この人員増で、実質的な増は  
ございません。それから厚生課におきまし

助役 了は相当業務は間口が広くて特に最近の  
 住民の民生の安定と共に福祉立法は今後  
 とんとんされず、市町村の本来の業務も福  
 祉業務が本来の業であります。この充  
 實は勿論急を要するのではありませんが現在の  
 場合に於きましては係の増設等は一応現  
 在の通り行いまして社会福祉係と保健  
 衛生の二つの係におきましてここに特に新  
 しい事務分野の拡大によるこの人員増加  
 を含みましてあります。と申しますのは衛生処理  
 車を現在購入し運営してあります。その  
 の運転手とそれから処理のための業務を人  
 をここに合計3名の増であります。それから  
 公営住宅が67年度の予算にもありまして、こ  
 れが運営に入りますのは68年度からという事  
 にはなりますがその管理の面に職員1人増  
 にはしてあります。その外につきましては実質的な  
 増はありません。現在と同じであります。それ  
 から税務課におきましては現在の機構に  
 おきましては固定資産評価員も含めその補  
 助員が財政課の中に入っております。さ  
 いませぬが職務の性格からその職責の分野  
 から当然別箇にすべきものでござります。こ  
 れに責任分野の確立とそれから適正なる賦課  
 という面からこれは完全にこれを財政から  
 分離させました。現在の財政課その業務は税  
 務関係の業務をしてあります。その名称  
 を税務課にして、税務行政が中心になり  
 たいと、係名におきましては従来の係名と

助役 名林君変更されたのは外人税係というものが  
ありましたがこれが実質的に法人税を取扱  
つておりましたので法人税係に改められ、  
これを職員は現在の定数で通してまいりたいと  
思います。徴収係におまわしては相当な滞  
納繰越をかかえておりましたのでこの徴  
収の強化を図るために現在5名がおり  
ますか又名増やしたいと考えております。資  
産係、従来の土地係というものを資産係に  
改められ、業務は固定資産係が評価した  
評価額をなよせ致しまして課税金額を227  
集計する業務、固定資産は土地に關して  
は土地台帳上の筆毎にどんどん評価を  
してまいりますので資産係におまわしてはこれを  
なよせ致しまして課税標準額を227集計  
致しましてこれを課税調査係に送付すると  
業務を行う訳であります。それと共に現在の  
軍用地関係支払業務、その他土地に關  
する業務を行なう資産係が行うと、市民が  
らの財産の諸証明の請求が相当おりました  
のでこの発行も致します。現在の土地係の  
業務が主体になりますか職員数は現在  
固定資産評価関係ともからん26名という  
数になっておりますが4名という事に致して  
おります。それから課税調査係、これは市民  
税の課税調査を綿密に行いまして適正賦  
課をすると共にそのこの調査、賦課も  
やります。それから固定資産関係に  
つましては資産係がなよせられ、またものを

助役　　そこで又課税の賦課についてと税に関  
 する調査は全部この掌握する機構にま  
 たくしてあります。それから不動産取得税  
 については資産係が調査してその中で  
 課税のいくを完全に業務分野を分業し  
 てその責任の分野をはっきりさせ、この内  
 容であります人員については固定資産評価  
 員が分離したものは現在の数よりは減っ  
 ているふうになっておりますが充分機構上は  
 この人員で充分やっていけるといふふうにして  
 20名にしております。そこで特に現在賦  
 課の場合に令書の発行につきましては1期  
 分については機械化しておりますが、2期  
 3期はなりました。職員が筆記しておりますの  
 を施政方針にもありますように電子計算セン  
 ターに送付致しましてこの令書の筆記を完全  
 になくしました。その分野はそれによって生ずる  
 とこの余力は課税客体の綿密な調査と  
 それから徴収税の分野に振り向けていた  
 いさ考えから20名にしております。農林課で  
 あります。これは現在の機構と変わりがあり  
 せんが人員を農林係それから畜産係現在  
 4.2を3.2に改めて行きたいと考えてあり  
 ます。それから商工観光課におまわしては、  
 現在の数でござります。都市計画課は  
 建設課とも関連がござります。都市計画課に  
 おまわしては完全にこれを計画分野予算  
 編成という分野を相当する率に致しまして  
 して係は計画係、設計係、区画整理係と

助役

この3つの係に致しましては従来ありし  
た如の庶務係等についてはこれをなくし  
て1.2名の事務吏員は配置致しすけれど  
も係からは庶務係をなくした訳であります。  
人員については計画係が都市計画の立案  
その他から凡ての建設工事の計画というふう  
に今後進めていくという計画をこの分担す  
る訳であります。そしてこの年次的な実施  
計画を立てまして、予算にあらわれた建設面  
は設計係が担当しましてその年度執行の設  
計を全部設計係が実施する訳であります。  
そしてこの設計係が設計に際して綿密に検討致  
しまして建設課にまわす訳であります。建  
設課においては工事係がその執行を行  
う訳であります。工事係がもし設計変更等  
については色々実際に必要性が生じた場合  
には又設計係はこれをまわしましてこの綿  
密な検討をしまして設計変更をするという今の場合  
凡て実施計画、施行というのが1人の係職  
員で実施されているというところは現在の機構  
のままではあるがそういう面を改善していく  
という訳で都市計画課と建設課は機構上  
は計画実施という確然たる線を引まして  
計画係が2名、設計係が6名、区画整理  
係はこれは実施施行という面を担当させま  
す。特例という訳で5名、建設課は土木課  
から改めまして建設課にしましてこの方は  
設計係が設計してまわらば愈々工事の執  
行にかかりますので工事の入札の系統契約の



助役	<p>業務それぞれから凡そ支松金の支出、それが          ら一般の庶務業務で庶務係が担当していく          ようにして庶務係を設けてあります。管理係の          方は現在の市の市道をはじめ道路排水、          橋りょう等について確たる管理責任者担当者          がありませんのでこれを管理係という一つの          係を置きました。そうさゆう市内の道路の管理面          において充分綿密に調査し、その管理計画          を立てさせ、これに依する資材の計画、それから          重機類を全部ここに管理させました。道路行          政の適切な運用を図らねといふ訳で          管理係を置くために5名を想定してあります。          この5名の内の4名が重機関係の運転手にな          る訳であります。それから工事係は先申し上          げましたように工事の施行、工事が終わりますと          都市計画課の方が検査をしまして、設計の適          切なる工事がなされたかどうかを計画課の          方で検査をするというふうな仕組みにして          あります。これは4名いれゆる工事の現場を          担当する係であります。それから固定資産評          価室は先説明申し上げたように補助員を4          名別の条例によるとこの固定資産評価員          1人合計5名を配置したいとこの仕事は宅          地の評価、山林原野の評価というふうには          是非68会計年度にありは宅地の評価          を是非執行せなければいけませんのでこの          評価を考えている訳であります。出納室          におまわっては現在3名であります。これは          税金関係の現金は如何なる金銭も</p>
----	---

助役 と申しあげると税金、それから延滞金及びこの  
 うちのは徴税係の方が賦課調定致し  
 すととて現金を納めるとしてその  
 本税と延滞金利息手数料を徴税の方が  
 賦課調定しましたらその調定に従って  
 現金は全部出納室に納付せよという事  
 になりました業務として現金を直接  
 接して受取るといふ分野が多くなりました  
 しかれは水道課が水道部に昇格する  
 といふ前提のもとに水道会計が完全に収入役  
 のもとを離れてまいりましたその面の分量が  
 減つてまいりました充分現在の陣容で処理  
 できるものと思っております。以上申し上げ  
 ましたように事務の機構改善にありましてこの  
 本来業務を完全に執行させる為の必然的  
 な増員とそれから業務の拡大に於てこの  
 必然的な人員の増を増員しまして、定数条例  
 につきましたは我々充分その業務内容とそれに  
 応ずるとこの適正なる人員については相当  
 検討致しまして、現在の定員数を提案致し  
 ている訳であります。靖防関係にありましては  
 現在の定員数通りでございます。18名であ  
 ります。それから議会議務局につきましたは議  
 会議務局設置条例の中にありますとこの定  
 数に関する分は改正しまして又審議に於てま  
 反致であります。選挙管理委員会の職員につ  
 いては現在定数が1名でありますか、これを  
 1名増員しまして2名という事になってありま  
 す。これも細の条例にありましてのとこの

副役	条例に包含し在款であります。以上大意で説明を終ります。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午前11時22分)
議長	再開致します。(午前11時25分)
3番	2の30号議案は至るとこの事務量が增大した為というふうな印象を受けました。そこでそれを具体的にどう為に勿論機構そのもの改革という内容でありましたが自に70のは職員の増員であります。職員は数だけ増やせばいいというものではありません。それが可決された場合には7月1日から適用可という事になっております。そこで必要な増員があるとこの職員を新規採用する場合にどのような方法をもって採用したいのか。あるいは自分のお好きな人だけ採用するの？あるいは能力と誠意に基礎をおいて採用するの？あるいは市長から構想あるいは増員に対する心構えをお願ひします。
市長	条例にあります職員採用規程に準いて一般から公募致しまして採用可とに考えております。又色々先御説明がありましたように機構の充実をはかるといふことになりすの？その職員の技能、職務について色々

市長 問題がありますが新規採用の方はこれこれといった職員に対してはこういった職員を採用するという事で公募したいと考えてあります。

3番 公募したいという説明でありますか。その公募はどのような方法でありますか。公募にヒンからあります。

市長 これは自治会長会を通じて公募の方法があります。或は又皆様方にも何時々公募するとかいう事もあります。市の広報を通じて一般に充分知らしめて公募するように考えてあります。

3番 有能な職員を採用する。こういう目的を達成する手段としてより多くの人がその事を知るといふ場合には先ず日刊新聞に広告するのが最上の手段でありますか。日刊新聞に採用する旨の広告を出す気持はございせんか。

市長 これも考えてあります。でもさうなけ市内の方から優秀な方を推薦公募するといふ立て前はありますけれども勿論日刊新聞のあたりでも広告したいと思っております。

3番 私か日刊新聞の広告というのを考えたおりますのは別に市外から採用したいという意味ではございません。市内から採用する場合には

3番 先程市長が説明した方法をとる時は日刊新聞に広告をした方が市民にわかり徹底的に届く訳です。我々議会に貴方がその事を告げて貰えば更に別の組織の区長会に告げてもよ小冊子も日刊新聞に広告した方がより市民に徹底する。公平である。私はその立場から市長に聞いてはどうかとありましたが今の説明ではその方法は考えておられない訳です。

市長 それをどうしようとしたかと考えております。

3番 採用する場合に当然それとこれ欲のある方が応募されるはずであります。その中から必要な職員を採用する場合にどのような方法でなすかとあります。現在です。例えば素質その他は出身部落の区長その他から聞いて何かにして幾らかは知り得る事はありますが職員は必ず事務処理能力。要するに能力を兼ねていなくてはならないと思っております。その事務処理能力。行政関係の処理能力があるかどうか或いはどの割合持ち合わせているかどうか。それを知る為には何らかの必要な手続を指示しなければならぬと思っております。例えば選考試験その他色々あるはずであります。能力を測るための方法はどのような方法をとりますか。

市長 採用試験を叩いて。その能力の査定にかつは。例えば算盤。文書の作成の技術とか

市長 いろいろが事が採用の試験をやつてそれから面接、今までの経歴等を充分勘案して現在をやつておられますか。今後ともそういうふうにして  
いと。

3番 特に今後の場合、今後の増員に条例改正  
のない場合とそれに基づく新規採用。その  
場合には誠意と能力勿論健康はいうま  
でもはくこのおの条件をまず大前提として感  
性情その他については完全に無視して採  
用していただく注文をつけておきます。

市長 はい。

16番 従来の職員の採用に当たつてその選考員な  
りが実際に試験をやつた事例があるかとい  
うか。

市長 さうします。

16番 その試験は単なる面接であるのかそれとも実  
際にはペーパーテストもやつたのかどうして選  
考員は何名で構成されていったのか。

市長 ペーパーによるテストとそれから技藝のテス  
トをやつておられます。それからその選考員は

16番 私が言つてゐるのは実際にやつてゐるのかどう  
か聞かなくては。 . . . . .

市長 実際にはやっておりませう。

16番 もう一ぺん聞きたいが、その場合必ず履歴書が提出されるであろうがそれは如何様にも書ける。一課の人事問題である議員が履歴書を見れば解らんじやないかといったような発言が有りまして、実際には履歴書でその人間は解らぬのである。大学を出たからといってその能力というものは、これは大学の能力はあるかどうか疑問であります。そのごらんの履歴書と実際の能力と面接完全にはやられているかどうか。

市長 やつておりませう。

16番 やられたらいいですね。聞くところによると全然解らぬような職員が何時の間にか何人か入っている事例も我々は解りませう。そのごらんの懸念して聞いておりますが、事例にはおきり不々たようにどういった所定の手續を待つ職員を採用してござらぬ。

1番 前の議会でも同様の質問をいたされてありませうが採用選考試験をこなしたという答弁でござります。それに関してその試験の結果必ず何らかの形で名簿に記載してござります。その時にその質問に対して総務課長はありませぬと言ったと覚えております。現時点におきましては、ござります。

総務課長 試験の結果選考についての評点記録はござります。

1番 何名登録されておりましたか。

総務課長 最初の一般事務職の場合には15名だったと思っております。これは特殊 例えは保育、特定の必要の分については人数が僅かでありまして公募した範囲内であったおりましたので、25名です。

1番 行政診断の結果報告の中に含まれております。職員の遅刻これは全疏一であります。この遅刻の原因、それに対する指導はどのようにおりましたか。

市長 これは診断書にありまうように私もこれについては各課長に命じて取締りを行いました。これは非常に35名でありまして、私就任当初からこれを調査しておりますが就任後幾らかはおこなっております。その2の行政診断の場合の結果があの様な状態でありまして非常に遺憾に思っておりますが今後の問題と致しましては申既各課長を通じて職員に対して職務のあり方、自分市の職員であるという事、充分自覚し今後の職員としての職務を充分果たすように厳命をしております。



1番 もう一ぺん伺います。行政診断によりま  
すと、今度の職員増加これはこの診断書  
によります類似規模市町これの職員数の現  
況これから見る場合職員一人当人口で宜野  
湾市は石垣市に次いで少ないという事であり  
ますか今度増員の問題とこれに関連する  
職員の人口割という面も検討なされたいか  
どうか。

助役 第1点、本土との比較でござりますが本土  
の場合には現在の中繩の機構態勢の  
相当な違いがござりました。直ちに本土の  
標準市町村との比較はできぬ訳で  
あります。と申し上げるのは保健衛生関係  
それから福祉関係業務におまわしては、随  
分法の制度が本土と違いますので、この面か  
ら比較するのは随分無理であります。その  
外の面につきましてはほぼ標準になるか  
と思っておりますが福祉行政面における法体  
系の相違がござりました。この面から直ちに比  
較検討するのは少し問題があると考えて  
おります。それで人口割にしろ場合の職員  
数であります。この面はいわゆる市町村の  
行政というものが住民福祉を主体に本  
業業務という事になります。幾ら業務としてや  
るという事はもっぱら市政担当者のこれは  
問題でござりました。いわゆる管理機構に  
おまわしては凡ゆる市町村におまわしても標  
準的に参考にするまでありますか。その他本

助役 来業務については如何なる意欲をもつ如何なる方策で市民の福祉増進をはかるかという施政の問題になつてきましたその面は当時の施政担当者が意欲ある施政を志しているかどうかで人員は算定されるべきものと思ひます。以上のような観点から1人当りの職員員数と人口と比較した場合には宜野湾市の場合には低位にあります。この事は宜野湾市が現在非常に建設途上にあります。これから都市計画事業とかそういう面に以上な職員が必要であると建設面におけるこの他市町村にはみられないとこの需要と意欲があるんぞという見解に立つて職員数は現在の体制に於いてはこれを必要であるしと見解に立つて考へておる訳であります。

12番 職員の遅刻、欠席について究明したことがござりますか。究明しておりますか。

市長 やつております。これは各課の統計を出しまして充分職員掌握する課長に対しまして究明をしております。

12番 遅刻、欠席の主な原因はどこにありますか。

市長 欠席については病欠とか或いは仕事の都合とかいう事になつておりますが遅刻については殆んど怠慢といふはそういう事になります。

12番 怠慢のため遅刻欠席が多いという訳ですが、  
どうであるならば上司の責任という事になり  
ます。その点について今後の市長の考え方如何。

市長 先申し上げましたように去った12月まで各  
課別調査を致しまして、統計を出してその課  
長に対し、職員に対して説明を致しまして今  
後こういう事はないようにと、そしてその後よ  
くなっております今後これは十分に職員に  
その職務の重要さを認識させてその取締  
りは勿論でありますか各職員自体が本気  
になつてやるという気持ちを持つことによつてこ  
ういう事もなくなりますので現在にかゝり  
は前の統計から出された政府から指摘さ  
れたような事はない訳であります。

12番 はっき報告書の中にも課長および職員  
の職務と責任は明確を欠いたところがあり  
て、活動上混乱している面もあるような文  
面があります。この事について市長はどう考  
えておられますか。

市長 先に助役から説明がありましたようにどうい  
うかございまして自分の職務分担の明  
確さが現在ないというようなこと、これの  
自分の職務の分担をはっきりさせて自分の仕  
事がやれるような体制をつくるために先の機  
構改革の計画を以ていた訳であります。今後  
は先説明致しました機構改革の問題を更

市長 施しおと今までの体制から非常に変わって参り  
ました。名々の職務分担が明確になった。各職  
員もその自分の職というものが意欲をもつてや  
れるような体制になるという事を確信してお  
ります。

16番 職員の規律としつけについて聞きたいと思  
います。人間が増えれば増える程その規  
律又しつけの面においても相当困難を来  
すと思います。現在市において市の職員に対し  
どういふ規律、しつけをしているか。

市長 課長を通じてその課の職員の状態がどう  
なっているかという事については各課  
で充分取締りをすると又職員の規律を充分  
守らねば課長から直接いうのと市長から  
全員に対してこういう事は充分守れという様な  
事を行っています。新年度におきましては、先  
申し上げましたような機構の整備がなさ  
れた場合は当然その職員が各々の  
職務分担において充分自分の持っている職  
務の機能を生かしまして、直接市長課長か  
らいなくてもやらざるを得ないような状態  
の機構になると確信しております。

16番 しつけの面ではどういふ面で部下職  
員に対して注意した事がありますか。

市長 忠告をしております。色々あると思いますが

市長 職員としての自分が宜野湾市職員であるという  
そのプライドを持つ事がもっとも大切な事だと  
思います。それについては凡ゆる面から教育を  
している訳であります。いいいさし分担して  
申上げてもいいじゃないかと思えます。

16番 例を申上げますと、市の職員に電話応  
待の場合にこっちがショックを受ける場  
合が問われます。これは1週間前の事  
例でありますか、或人が給水水道も現在  
時間給水されております。その点について水道  
課に電話したら、いいいさ聞いたら、私は解  
りませんから水道公社に電話をして下さいと、  
かような暴言をはいた、しかも女子職員がござ  
います。これなんが結局は皆様方のしつけが  
なっていないという証拠であります。この点に  
ついて市長はどう考えるか、一市民が水道課  
に電話して原因を聞いたら課長を出しなせ  
いと聞いたら、課長はいませんと、それでは係長  
を出しなせいと、係もおりません、水道公社に  
電話しなせいと、誠に言語道断であります。

市長 これは私が就任してから最初に電話応  
待の問題を全職員にやった訳でありますか、  
どういった問題がしつけ面において非常  
に欠けたという事私も見受けております。そ  
れも一例でありますか、その他の応待の問題  
について度々教育をしてありますか、まだ中  
にはそういった職員もおると非常に痛感して

市長 かりまつが今後どういった問題を充分取  
上げて職員の仕事の問題とかその他の教  
育面について充分指導していかうに考え  
ております。

議長 暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長 再開致します。(午前11時57分)

議長 議案30号につきましては質疑の段階で一  
応継続審議と致します。午後は2時か  
ら再開致します。

議長 定足数に達してかりまつの(午前12時)継続  
と午後の会議を開きます。

議長 暫く休憩致します。(午後2時1分)

議長 再開致します。(午後2時3分)

議長 日程第3、議案31号、宜野湾市選挙管理委  
員会職員定数条例を廃止する条例につ  
いて議題と致します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時4分)

議長 再開致します。(午後2時5分)

議長 提案者の趣旨説明を求めます。

市長	これは議案30号が成立致しますと当然この条例が廢止しなければならぬという事になりますので提案理由に書いてあります通り統合致しますのでこれを提案している訳であります。職員の定数条例についても同じであります。
議長	休憩致します。(午後2時6分)
議長	再開致します。(午後2時7分)
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	本案は質疑の段階で継続審議と致したいと思ひます。
議長	日程第4議案第32号宜野湾市職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例についてを上程致します。
議長	提案者の趣旨説明を求めます。
総務課長	この条例は従来規則として制定してあります。但し市町村自治法の第12条によるとこの市町村長が法令に違反しない限り権限に属する事務に限り規則を定めるには当りませんのでよつて11条の条例事項でありますので従来の規則を条例として提案してあります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後二時五分)

議長 再開致します。(午後二時五分)

議長 議案第32号宜野湾市職員の勤務時間・休日及び休暇に関する条例について採決を行います。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので左様決定致します。

議長 日程第5. 議案第33号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について上程致します。

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役 職員の給与に関する条例の一部改正について主としてその内容は職員の給与についてはいかゆる法定主義でなければいけないと給与の法定主義から現在のところ職員に対する給与の別表は号給表が宜野湾市職員の職給初任給昇給昇任等の基



助役 準に関する規則と規則の中に号給表が入  
 っておりその給与の法定の原則に外れ  
 たりその給与を号表としまして差入れた款  
 であります。それが専ら今までの給与が最高  
 級から最低級というふうな定め方がなされ  
 ておりましたのでこれもさういふ趣旨から改  
 正すべきであるという意味で第1表に三役  
 の号表に今の職員の号給表を入れてあります。  
 それから号表には職員の特種勤務の種  
 類をうたっております。その中に今回改正を致  
 しましたのが新しく入ったものは、  
 保育所の職員に対する保育手当が新しく入  
 っております。それから改正としましては、農  
 業取扱い手当が従来1ドルでありましたのを  
 2ドルに改正してあります。それから号表に  
 期末手当の支給をうたっておりますが、これは  
 毎年の支給額が変つてきますので、68年度の  
 予算にありまうに8月支給が100分の  
 200 従来は150でありましたのを改正し  
 てあります。以上のようは内容になつており  
 すが今回の給与に関する条例の改正は既  
 に皆様方内々お聞かすと思ひますが、職員  
 の待遇の改善については職員の組合を通  
 じましての団交を10回位もつた受結に致  
 した款であります。本市に於いては従来  
 の給与の額におましましては大体宜野三野  
 市に匹敵する財政等を比べまして、平均  
 給与が随分下がつておりますので、他市町並  
~~に~~に給与を引上げたいといふ趣旨

助役 7が15ドルのペースアップを要請しております。  
これに伴う給与の改正を意図しましてこの給  
与条例の改正を提案している訳であります。

議長 本案に対する質疑を許します。

16番 特殊勤務という定義の説明をお願いします。

助役 特殊勤務手当につきましては給与に関する  
条例の13条にありますように職員が勤  
務に従事する際著しく危険不快、又は不健  
康な勤務その他通常にならざる特殊な  
勤務で、その勤務に対する報酬について特  
別に考慮を必要とする場合はその勤務の  
特殊性に応じて特殊勤務手当を支給す  
ると一応の内容は規定されている通りであり  
ます。そこで本市の特殊勤務の種類等につ  
いてはいささかこの規程に合致するかどうか  
非常に疑問を持っております。そこで  
おまじり、今後充分な検討を要するとい  
う事は我々も痛切に感じておりますが、  
直ちにこれを改正するという事は相当な研  
究を要しますので、一応68会計年度におい  
ては充分な検討を加えていきたいと構  
想としては特殊勤務というものの数を  
もう少し取捨選択致しまして、その部署にお  
ける特殊性については給与の号給表によ  
って是正されるべきではいかと、い南わわ  
別表をつくりまして、どういった職種の場合に

助役 は何号給表に上がるといふのは上り下りの特別号給表を作成して2本の調整に当るよう  
な一応構想は出ておりました。現在のところ  
今回の提案までに充分検討する余裕が  
ありませんので、現行の特殊勤務の  
号給表を新しく保育所の特殊勤務だけ  
を加えて提案してあります。

16番 この別表が変った点は集金手当という欄と  
更に保育手当という欄が出て来てあります。  
例えは運転手当というのがあります。これは  
当然雇用する場合には「運転手」として  
採用しているはずであるにもかかわらずそれが  
更に特殊勤務手当として5ドル以内という  
のが又保育手当というのは当然保育として  
雇用するはずであるけれどもこれをその雇用の段  
階で給与は設定されておらずであります。  
にもかかわらずこれは特殊勤務という事  
はふにかさなっております。これは当然その  
規定によつてこれは与えてある運転手は  
は運転手運転手として入つて更に特殊勤  
務手当。そのへんがよくわかりませんので先  
聞いておきます。

議長 暫く休憩致します。(午後2時32分)

議長 再開致します。(午後2時35分)

3番 今の特殊勤務手当の件でありますか。

3番 徴税関係で毎1種と2種に分け、いわゆる2種が30セント以内としまして仮に25日間では7ドル50セントあります。そこで右側の欄に徴税以外の事務を本分とする職員で特命により徴税又は瑞納事務に従事する職員はとらわれておりますが、この説明では役所内で単なる徴税に関するいわゆる事務処理その業務にもそれだけつくし更に強制執行に及ぶ職員にもつくという意味です。

助役 第1種の場合には月額になっておりました。その徴税職員としておける職員はこれは全員月給中から5ドル支給される訳であります。それから第2種につきましては、いわゆる市職員全体を動員致しまして、徴税週間なんかを設けて、徴税をする場合の日額を定めてあります。

3番 それならば特別に万止めを得ない最終的手段として強制執行は何かは「いかに」な場合が出てきた場合それに従事する職員は特別に考慮されていなくていいですか。

助役 いわゆる1種の5ドル以内に入る訳であります。

3番 2の1種の5ドルであります。徴税業務に及ぶとわらうかという理由であります。

3番	何故徴税業務に及ぼすものは他の職員に比較して5ドルの特殊勤務手当を支給しなければいけません。そこには別に強制執行に当たった場合にはといった意味はありません。徴税業務に及ぼすものは全員となっております。徴税業務に及ぼす職員は他の職員に比較して何故5ドル支給しなければいけないのか。
助役	この内容が徴税業務というのは税金を徴収するに当りましては金銭問題がありますので相手方からは人間的に生らわれるといわゆる不快な場面にも度々さうござりますと。こういう意味で特殊勤務に相当するといふ考えからであります。
3番	さうであるならば實際に強制執行をしなければいかならうな問題が出てきた場合にはその職員はどうしなうな時分にはなお3倍も4倍も精神的に不愉快を感じる訳であります。その人が考慮をしてくれないと思っております。
助役	その職務の内容は当然その強制執行も当然職務の内容というふうな見解もこの規定でござります。
3番	徴税事務に及ぼす職員は特殊勤務手当として5ドル以内支給するという事は税

3番 金を徴収する問題として実際市民から苦情を言われたりという問題にぶつかりの精神的に不愉快である。そのへんで70%

助役 そうです。

3番 しかし寄附金を無理矢理お願ひしにく訳ではありません。税金は納む事になっております。これは当たり前です。ところが人の考え方が願ひして取まるという考え方があるんじゃないですか。おれなひのは強制執行をすべきと義務づけられたものでその税法には。

4番 災害防除手当、危事險の業務にたづねる職員1ドル、物資運搬手当リバック物資運搬となっておりますか。どうい理由で

助役 災害防除といいますが主に台風とかそういうような場合に想定される時に特殊勤務となります。消防職員の場合には消防職員の手当があります。その場合にはその他の職員を動員して災害防除も当ります場合も想定されますので、その場合を想定して設計されております。それから物資の運搬手当であります。これは主にリバック物資であります。これは毎月相当な量が宜野湾市民に配給されます。その場合に車からこの物資を運び降ろして一応倉庫に入れる訳であ

助役	ります。又配給の段階になりますと又倉庫から出荷しまして、各部落の該当者に配付する款であります。その業務は一応人を雇い入れてやるんではなくして、関係職員がこれに当たりますので。その場合にはメリケン粉と色々な物資がありました。相当労力も要します。又非常によごれもします。そういう意味から特殊勤務だということに額にしまして。そういう作業をやる日場合にはかまわず支給する仕組みになっております。
4番	災害対策。これは市長が指令した時です。
助役	勿論そうであります。
1番	手当の人身に害を及ぼすどうかを指してはいますか。
助役	人身に害を及ぼす危険を及ぼす恐れがあるのは消防手当、運転手手当一々疑問であります。それから農業取扱い手当この二つは人身に及ぼす危険はあり得る事が予想されます。
1番	人身危険を災害より防除すると規定がありますか。直接業とかそういうものを使用して、その職員が危険にさらされることもありますか。

助役 これなんが特に消毒薬なんが散布する場  
合に薬|物を使いますので勿論これについ  
ては防止体制は充分とつてやろと思ひますが  
かりまちかう場合もあり得ると、必らずしも無  
防備では災害を生ずるおそれがある訳  
であります。

1番 これに該当するものは農薬散布をする職員  
ですか。

助役 それから衛生関係におきましては消毒薬  
等の散布監督実施ですか。消防におい  
ても勿論消火活動においてはどういう事も想  
定之水ない訳でもないです。

1番 建築物案監察手当。違反建築物の取締  
り。これも精神的な負担がある訳ですか。

助役 どういう見解であります。

1番 市長の170ドルの給与で50ドルアップし  
て220ドル。これの増額する理由は経済変  
動。他市町村との均衡を保つとありますか。  
現時点における宜野湾市の施政。これは  
申すまでもなく巧職だからであります。この  
巧職に対して全市長が恐れを感じてありま  
すか。市民から信頼される間増俸をいかに  
てもらうたい。これについて上げ"る理由として  
近隣市町村との均衡。この面を具体的に顧



1番	います。
助役	この面につきましては一部私が申し上げます。経済変動並びに他市町村との均衡を保つという意味から特に今回職員増とそれから水道部が1968年度から設置されますのでその部長として適任として経営能力があり今後の水道行政を充分担当していく人を探るには或る程度の給与の引上げをしない限りは倒産求められないではないかとこの意味から下からの繰上げということではいづつ関係から一応そういう額をもちます。以上です。
市長	額については助役が申し込まれておりました。今までの35職がございまして今回はこのことにはそれと今後やっていく市政を担当していただくためには市長としての給料を月額で増額していただくというような気持ちがあります。又宜野湾市の市長としてコサ近隣市町村とも検討致しまして提案をする訳であります。
議長	暫く休憩致します。(午後2時50分)
議長	再開致します。(午後2時55分)
3番	休憩中にありますとの給与関係であります。それだけの給料を市長にやるから

3番 には実際に市長として市長の職務に専念しなければならぬ。その意味で私は他の名誉職の存在に多少位時間がかかるか承っている訳でありませぬ。その場合に考え方は各々別々に違つてもかまいませんが、権威があるから凡そその権威だけで物事は目的は完璧であるという考え方は前の考え方はありやないか市長の考え方は市長として充分その職責を果しているならばその上に立ってであれば私は双手を挙げた賛成します。貴方が市長に就任してから現在までこの職を讀いている。こういうことを裏をかえして言えば指導監督が充分になされてないという証拠であります。他の仕事に精出可暇があるならば各課を廻つて充分に職員が立派に仕事をしているかどうか。こういう指導監督であるし、実際に又廻つていく事は精神的に激励の意味もあるし、このへんがあるよかになさるんじやないかという事が懸念されます。先程の月2回位という説明は全琉市町村会の副会長としての意味ですが、他の名誉職の方も全部含めて月2回という意味ですか。

市長 全琉市町村長会の関係の集りが大体2回位と。

3番 中都市町村長会は大体どのような定期会をもちますか。

市長	毎月定例会を1回もたす。
3番	それと加えて3回ですか。
市長	そうですね。
3番	農協は。
市長	農協は月大体1回位ありますけれども殆んど夕時、5時と11時の場合がありますし、殆んど欠席する場合があります訳です。
3番	既に引受け方からにはその会に対しては審議なるものが存在しますからいかげんに欠席する事はできません。そう思いますがしかし乍ら市長の職責を果すという立場から出席致し兼ねるといつ時点に立つたならば「いそよく欠席してまいります」。こういう会合は先ず一義はどこのですか貴方の職務は先ず市長でありますからそのへんを一つお忘れならないでやっ載したいことをこの案件の審議の段階で私は注文いたします。
11番	特殊勤務手当についてありますか。これは今の特殊勤務手当を支給すると言う事は現在の職員の大体どの程度の何パーセント位がこれを受けられる対象になるかどうか説明願います。

11番 その説明資料ができてきたので、先程からこの特殊勤務の支給の若干適正化を欠いているような印象を受けています。それは当局も或る程度認めておられる通りであります。それで先程の助役の説明によりますとこれから検討して是正していくんだという事でしたが、これを取捨選択して整理していくという考えであるかどうか。それとも又これからおれらとこの対象になる職種、どういったものをひっくくして考えられているのかわかるか。

市長 先助役から説明しましたようにこれにつきましては余り多すぎるんだと感じております。先16番議員から話しかけられましたような状態のようなのがあります。これを充分検討しまして、類を数を少なくして実際にこれを合致するものに将来もっていくというような考えをしております。

19番 給与改定の理由として他市町村との均衡というふうに書いてありますが先休憩中にでもお話しとこののが浦添、コサ、奥志川こういったとこのと実際に市が持ち合わせているとこの本当の力、みせかけ予算ではなくてそういったことも検討しましたか。

市長 検討しております。

19番	予算の力はどの位ですか。
助役	確たる数字は申し上げかねますが、何と申しますと、昨年よりも、浦添が80万であります。コザが134万等と聞いております。
19番	自主財源の中のものも調査してありますか。
助役	どういふ詳しい事まで自主財源までにはしらばりません。
19番	本定例会中に貴方が先般に検討した予算積算基礎を出して貰った。
助役	11番の質問に答えます。概算致しまして30パーセントになっております。
助役	特殊勤務における比率です。約27.5パーセントです。
11番	先程市長が答弁弁されておりますが、今の答弁で30パーセントという事は余りにも多すぎる感じがします。しかも3名に1人は特殊勤務だと宜野湾市の行政事務を遂行担当していく為に3名のうち1人が特殊勤務に当らなくてはならないと、いったらば事になるとそれは問題だと思っております。これについては早急に検討して載せて頂くべく特に特殊な勤務に付取

11番 拾選状に支給するようは体制を立ててもら  
いたい。あと1点、特殊勤務手当そのものは給  
与の一部であるかどうか。

助役 給与の一部であります。

11番 当然個人所得の対象になつて税金の対  
象にもなると思ひますか、それは対象にな  
りますか。

助役 税金とは別にそれから医療保険につ  
いては当然これは差引かれております。

11番 特殊勤務や超過勤務を特定の人が多  
く支給される事例がございます。どうい  
たような方達は欠今の御説明からすると、  
毎年毎月税金が変つていくと思ひますが、  
それは毎月変動がございますか。

助役 毎月勿論変動がございます。これは給与か  
らの差引きがありますし、欠勤、遅刻等の  
差引きがありますので、これの変動がありま  
すし、それから特殊勤務の月額の場合には  
変動はありませんし、時間外勤務手当が  
ありますし、又特殊勤務にしましても日額  
の支給のものがありますので、毎月支給される  
給与は変わります。それに応じてととの  
税金や医療保険の差引きが違つてきます。

11番 | 月額支給の対象者に対し長期有給でも  
いし休暇をとった場合に1年を通  
り12ヶ月分支給してはどうか。





助役 これは規定がございまして、8割以上勤務した  
場合に支給される訳であります。

12番 物資運搬手当について、リバック物資、その他特  
殊的配給運搬業務に従事する職員というふう  
になっておりますが、一応各区の自治会長の方に該  
当しますか。

助役 自治会長は入っておりません。

12番 期末手当について自治会長の期末手当は今度  
の予算に盛り込まれますか。

助役 盛り込まれています。

12番 政府の行政診断の結果から議会に対して、区長に  
対する期末手当と退職報奨金の支給について規  
定しているが、区長に対してこれらを支給する規  
定は妥当ではないというふうに指摘されてあり  
ますが、この点を検討なされたい。

助役 確かに指摘されております。それで期末手当に  
つきますのは現在のところ他市町村を調べたみ  
ても殆どどの市町村も支給しております。それ  
から退職報奨金については宜野湾市以外に  
はさうと私達が調べた範囲では支給した  
例はないと思っております。この面については、一  
部支給した経過がございまして、今直ちに  
廃止するということは非常に執行者としては決

助役 し兼ねる問題でありますので、これは一応制度の改革にかつて、これは是正する外はないという構えを持っている訳であります。それで一応比較面の調査も致しまして、今後の方針は充分検討する必要があらうと思はれますが、今回の予算には従来の通り計上しております。

12番 建築物監察手当については一応質問があつたと思はれますが、またすつきりしない点がござりますので、違反建築物の取締りに従事する職員はというふうになつておりますが、これは事例がたたくさんありますか。

都計課長 事例はござります。

12番 どういうふうな事例ですか。

都計課長 違反建築物とござりますと。

12番 いや違反建築物に対する監察手当となつておりますが、一応迎つて、これは違反してゐるというふうには、これはしてゐないと監察してゐる歩く職員のことですか。

都計課長 そうですね。

16番 12番の質問に関連して、自治会長制度の問題が出ておりましたか、この自治会長問題は自治法が改正された場合、相当議会において

16番 物議をかもしております。その場合にこの自治  
会長、名称は変わったけれども内容においては  
何ら区長と変わりはないということ。自治法の改  
正そのものの趣旨には全然とって別々という  
こと、これに変わるべき何らかの方法を見出す  
というものは、現在の助役がたしか収入役の時  
代に相当議会に議論になったと思えますが、  
それから当局として制度そのものについての考  
え方についてどういふふうに変えてくるか、それ  
について伺います。

市長 私が就任して間もない頃にこういうものを議  
論して参りましたが、未だこれを確たる決定を  
しておりません。廃止した場合に末端の行政  
事務がどうなるか、現在おいてあるからある  
面にスムーズにいくといたすような方向にな  
って参りますが、この自治会長という仕事が、この  
事務委託だけじゃなくして、外の方面の兼仕事、  
学校とか、警察とか他の団体の仕事を兼務して  
おりますし、単なる役所の事務委託だけに  
おいては仕事は近頃随分少なくなつたんではな  
いかとも考へて参りますが、今後これをどうする  
といたす方向に廃止するおそれのあることにも  
いくには今後充分検討しなければいけない  
けれども、度々さういふ話し合ひも  
しておりますが、未だ確たる結論は出して  
おりません。

16番 私が申し上げるのは、何時廃止するかと

16番 ことと聞いているのではありません。問題は現在の事務委託者というものは私からはっきり申し上げますと、当局が末端行政そのものを自治会長そのものにのっかかってしまっている。そういう制度が自治会長制度である。そしてその自治会長そのものは又部落でどういうふうにして、こらへんの自治会長、今後相当各部落の間で物議をかもしと思ひます。自治会長そのものは、身分保証は全然されてない。しかし末端行政はすべて自治会長にのっかかっている部落で必ずやらなければならぬ問題が相当あつてこちでかかっていると思ひます。ですから自治法が改正された時点においてもそういった面を配慮に入れて相当物議をかもしている。それを2、3年たつて今日でもそれに対する見解が全然ないという事は当局の怠慢なということだ。今後各部落で次の自治会長の選任という問題で相当困つた問題が出るんじゃないかと思ひます。そこらあたりをどうその部落自体でどう問題が出る場合、自主的に解決しなさいと、どう逃げ手を打つと、どうした面から検討して、自治会長制度そのものは当局として、検討し、ある程度示唆してほしいものだと考えますが、如何ですか。

市長 その面については度々検討し話し合ひはもつてあります。どうすれば近い将来において、廃止の方向にもつた方がいゝんじゃないかと、いふ事も考えたりありますが、現在のところはこれを廃

市長 止した場合に末端事務との問題がどうか  
というふうなことで充分検討したいと考えています。

16番 総務課長は自治大学も行ったことがあった面は  
研究もし教育も受けられたと思うんですが、総務  
課長は現在のどういった自治会長制度に対す  
る考え方、それに対する所感がありませんか伺  
たい。

総務課長 特別講義の内容とかにはどういった面はふれ  
ていませんが、本土の地方公共団体のあり方と  
しましては、従来の自治会長、事務連絡者、委託  
契約者は本土の町内会の会長みたいなにな  
ってありまして、直接窓口の住民市役所は直接  
住民とつながっているような体制になっ  
て見受けられます。どういった末端行政につ  
いての関心はしてありませんが、あるところの市町  
村を見ますとどういった制度はないように思  
います。

4番 この号給表1番から121番までありますが、現在  
の課長、部長、係長はどの番号からですか。

総務課長 今の号給適用職給表というのがあります、  
課長、消防長、議会事務局長、収入役、職務代  
理代者というものは1号給で74号から101号に  
なると課長の初任の方が103ドルになっていま  
す。今度のアップによりまして、案は出ている  
が、これに15ドル加算しますと、118ドルということ

総務課長	になりますで、79号給になります。最高で96号給です。
1番	一般職の給与について質問します。現在商工観光課の中におられる正式職員で商工会、その他の仕事役所以外の仕事をやっていると聞いていますが。
観光課長	あります。商工会議所の事務を担当しております。
1番	その人は別から報酬をもらっておりますか。
観光課長	もらっております。10ドルもらっております。
1番	それは何に対してですか。
観光課長	商工会の事務局を受け持っておりますので、報酬ではなく、手当としてもらっています。
1番	これは朝から職員が勤務時間と時間の間にやる仕事に対してですか。
観光課長	違います。その後の仕事に対してであります。
2番	特殊勤務手当の中で同じ集金に下りさせているとこの徴税の集金と集金手当というのは水道の手当と思っておりますが、その相違ですかね。同じ集金の業務をやっているから、片一方は5ドル、片一方は7ドルの差があるか、という先程から市長

2番 助役から大体( ) 現段階において( )

総務課長 後の方はもう一万人お尋ねしますか?

2番 最初の方は集金千当の件に関してですが、保育所勤務への千当として保育所業務に従事する全員であるのか、その中の保育士だけであるのか、もしも保育士だけであるなら栄養士は非常に重要な職責でありますが、その人の考慮があるかどうか。

総務課長 保育所につきましては、全員保育士、栄養士、専夫です。最初の集金千当については、今回この特殊勤務千当表にありまして従来の水道の分は全然除外しております。こちらの集金千当7ドル以内とありますのは勤務時間、休日・休暇の条例にありますとこの職員の勤務時間表のと場勤務職員でありまして、この人は普通の職員より朝1時間早出をしまして、と場についてこういって集金の業務をやっております。税以外の分であります。

3番 この特殊勤務千当は全部、いわゆる最高のごとくを定めさせていただきます。何ドル以内とか、何セント以内とか、これは規則で確定金額を制定する積りでございまして、それともその月々市長の裁量でやる積りでございまして、例えば5ドル以内にならざるものは4ドル支給するが、5ドル支給するが、確定根拠基準はどこの積りでございまして。

助役 これは以内というのは削って提案が済みである  
たんですか、これだけ支給するという意味で  
あります。

3番 そういふことは、もしやある職員は4ドルある職  
員は5ドルと違つた支給はしない訳ですね。

助役 そうです。

13番 特殊勤務手当の現金取扱手当についてですか。  
これが先程2番が質問された外勤で水道  
料金徴収以外の集金と徴税の集金との関  
連はどうなっておりますか。

総務課長 この集金手当の方にありますと、現在支給の対象  
は出納事務の出納室の3名、直接現金を取扱  
つてゐる方3名と、住民課の窓口の手数料徴  
収事務の担当者、商工観光課の市場の手数料  
の徴収人、そういふのが、対象となっております。

議長 暫く休憩致します。(午後3時30分)

議長 再開致します。(午後3時36分)

議長 議案第33号 宜野湾市職員の給与に関する条  
例の一部を改正する条例については質疑の段  
階で継続審議に致したと思ひます。

議長 日程第6 議案第34号 宜野湾市報酬及び



議長 費用弁償条例の一部を改正する条例について  
上程致します。

議長 理事者の趣旨説明をお願いします。

総務課長 提案理由と説明を致します。議案第34号につ  
きまして主たる提案理由はこちらに掲げられてある通  
り現行の給与の是正にあります。つまり36頁  
の金額につきましては従来1号から5号までの分  
については今までの額より10ドルの是正になつて  
おります。それと9号から12号まで従来2ドルの額  
が第3ドルにアップされております。第3条1項4号  
の改正につきましては今までの出勤勤務について  
災害防除活動のための出勤勤務は月額1ドル  
50セント以内、防除準備の場合には70セント  
以内とありますのは出勤勤務および防除準備  
のための勤務はそれぞれ月額2ドル以内の支  
給というように改正してあります。

議長 本案に対する質疑を許します。

3番 先程の案件第33号の提案理由には経済変動  
並びに他市町村との均衡を維持する云々があ  
りました。この報酬関係の条例の改正提案  
に他市町村との均衡云々が及ぶのは特別の  
意味がありますか。

総務課長 特別に意味はありません。

消防団長 補足させていただきます。第13号に該当するものは  
というのがありましたが、現在只今総務課長が話  
しました他市町村との検討ですが、これは私の方  
から総務課長に改正してくれと改正要望を出し  
ました。出したものでありますが、この消防署提出の  
際他市町村の参考にして、検討されたもの  
でござります。尚この13号に該当するものを云う  
人は非常勤団員でござります。現在常勤の消  
防職員、いわゆる消防吏員ですが、これと消防団員  
の中に役所職員の兼任団員があります。それと  
もう一つは消防署周辺から任命された一般住民  
からの非常勤団員これがありますが、この条例で  
云う消防団員は非常勤団員でござります。この  
団員の方々に与える費用弁償の事があります。

3番 先程の特殊勤務手当の方では白額1ドル以  
内と云う事は常勤職員は1ドル、非常勤職員は  
2ドルと云ったような意味になりますか。

消防団長 あれは該当しません。消防団員には。

3番 災害防除手当日額1ドル以内、あれとこれとは職  
員であるか、そう云うだけの違いでござります  
か。

消防団長 特殊勤務手当の中の1ドル以内ですか、あれとは該  
当しません。消防とは関係ありません。尚従来は第  
13号に該当するものは、いわゆる消防団員非常勤の  
団員です。これは出勤勤務が日額1ドル50セント以

消防団長 内、それから防除準備訓練それから予防査察、行事の際の招集この場合が70セント以内というふうな条例内容になっておりましたが、非常に素晴らしい内容であります。これにストルに改めると趣旨がわかりますか。何故災害防除と普通訓練行事これの費用弁償を同一にしたら、従来1ドル50セントと70セントとの相違があるのに何故今回から同一にしたかと言いますと、成程災害活動の場合には危険を伴います。しかし乍ら普通活動にして、火災1件に対して、これは火災の種類にもわかりますが、平均2時間から3時間の程度でござります。これと比較して通常防除準備のための活動行事の際の招集とか、或いは訓練の際の招集という事になりますと、丸日です。この方々は殆んど自分で仕事をやって下さる方があります。この仕事をあつぱり出して、消防の仕事をやつてもらうという事になりますか。區別はなして同一にしております。

1番 只今の説明によりますと、消防隊員が災害の防除活動のために勤務したこれは何に該当しますか。それから1号から5号までの議員の報酬について、10ドル ~~ア~~ ア70とされております。これはどう云う面からですか。

助役 一応予算要求が事務局から提出されております。その要求書が基本でございます。それから今度の予算編成に当りまして、各市町いれゆる現給67年度のその面々の調査資料の交授をしております。

助役	これを参考にしてあります。
12番	先程提案理由について、質問がございましたが、経済変動に伴い、現行給与を是正し適正な運用を計りたいと云うふうになっておりますが、他市町村との云々は別に他意はないと云う事がございますので、予算審査の上において、他市町村との報酬等について知る事も参考になると思っておりますので、隣接市町村のものを出してもらいたいと思っております。
総務課長	現在中部のがあります。西原、石川が加わっておりますが、説明致します。
議長	暫く休憩致します。(午後3時56分)
議長	再開致します。(午後3時57分)
議長	議案第34号については質疑の段階で継続審議に致します。
議長	日程第7、議案第35号宜野湾市保育所条例の一部を改正する条例についての上程致します。
議長	暫く休憩致します。(午後4時0分)
議長	再開致します。(午後4時2分)
議長	提案者の趣旨説明を求めます。

民生課長 提案理由と致しましてはその通りでございますが、  
が、この条の改正になっております。と云います  
のは、第2条の中の名称、位置、収容人員の改  
正であります。従来名称につきましては、提案理  
由にもありますように、幾ヶ所かの保育所が必要  
であるかと云う事も考えまして、野嵩の場合、そ  
の地名をとつた方がいいか、或いは又他に  
美しい名前をつけて方がいいかと云うような事で  
ございまして、それではっきり何ヶ保育所とはしなく  
して、宜野湾市立保育所となつておりましたが、今度  
大山の方にもござりますので、それを明確にする  
と云う事で地名をとつた方が適當であるかと考  
えて、名称の改正はさう云うふうにしてござい  
ます。尚位置の事でございますが、野嵩の方の場合11番  
、それから人員でございますが、44人、16人と云う  
ふうに収容人員が変更になっております。これは政府  
の児童福祉法の中に最低基準がありまして、その最  
低基準が改正になっております。また成案され  
てございせんか、さう云つた予想のもとでさう云う  
ふうにしたと云う政府の指示もござりました。  
従来は50名の定員でござりましたが、10名増  
やされております。それで大山の方もその通り  
にしたと云う事からさう云うふうに改めたいと思  
つております。尚5条の1項でございますが、料金の  
ことであり、今度から新しく政府の方から処理  
費と云うものが出てくるので、これをその処理  
費を基準に定めるので、さう云うふうな  
方が適當であるかと云う事で、保育料は主席  
の定め保育単価に準ずるとしてあります。こ  
こに明確にその額を

民生課長 たった方がいいんじゃないかと云う事にお考えにならうと思ひますが、物価の変動と云うのもありまして、毎年変わるのであると云う事から、こうしたうたひ方をした方がいいと云う政府の指示もございまして、こゝろふうには改めたかと考へておられます。

議長 本案に対する質疑を許します。

3番 只今の担当課長の説明によりますと、この収容人員合計60名。これは関係法規の改正を前提として、と云う説明でありましたが、一応これを念頭において説明願ひます。第5条に関する改正事項その他保育料は野嵩保育所と、大山保育所と同額になりますか。

民生課長 そうであります。

3番 然らば野嵩保育所は何名収容すると云う前提で建設されたか。

民生課長 去年度の場合50名と云う基準でございします。

3番 50名の施設をするために、50名を収容するためには施設された建物。その60名収容した場合と60名収容するものに施設されたところ、60名収容された場合と幼児に対する取扱いは公平にできますか。

民生課長 公平にできると思ひます。

3番	野嵩保育所の施設の建坪、大山保育所のそれと説明願います。
民生課長	坪数におきましては、建物の坪数が野嵩の方が75坪であります。大山の方が70坪でございます。しかし野嵩の方が5坪も大きいようになっていますが、建物の坪数というのは、柱を中心にしてとるのが適当であるとするような事から外回りの実際必要でないところの柱の中心が含まれておりました。そう大した坪数の大差はございません。
3番	大山の方が小さいですか。
民生課長	そうですね。しかし必要の何としてはその大差はありません。この場合は「ランタ」の方の柱がござりますので、その柱を中心にして坪数がとられてござりますので。
3番	大山は中心じゃないですか。
民生課長	大山の方は屋外の柱と云うのがない訳です。
3番	野嵩の保育所をつくった時よりも大山の保育所はそれだけ改正近代的になった訳ですか。
民生課長	そうですねありません。
3番	どの保育所が理想的ですか。

議長	暫く休憩致します。(午後4時8分)
議長	再開致します。(午後4時9分)
民生課長	実用坪数はどう大した差はありません。
3番	私がお伺いしているのはよく心得えて下さい。この2つの建築物を比較した場合、どちらが合理的に考えられておられますか。
民生課長	これは1ヶ所ずつみて解る訳ではありませんが、野高の方は一寸暗がりがあると、文山の場合は1ヶ所に「この児童を充分見れるような見渡せるよう」に考えられておられます。それで採光関係もよく考慮されておられます。空気の流通もよく考えられておられます。
3番	設計の問題ですが、両保育所の設計にたずさわった人は別々の人ですか。
民生課長	そうですね。
3番	先程75坪、70坪と云うのは公簿上の坪数ですか。
民生課長	そうですね。
12番	現年度まで野高保育所の幼児の収容人員が50名でございました。そこで今年から60名と云う条例の改正でございまして、定議義について御説明



12番 願います。例えば幾坪の建物に何十名以上入れていけないと云うような規定があったと思えますが、これにふれるような事はありませんか。

民生課長 別にどう云った何でふれると云う事はございりせん。と云いますのは、政府の方が今まで50名収容可能なが適当であると言ふ事でありましたか、最低基準と云うのが今度改正される事になってあります。それでそれなりの適当であると、60名収容していいんだと云うような事、最低基準が決められるようです。

12番 政府の指導により、60名収容してもいいと云う調査の上結果が出る訳ですね。

民生課長 そうです。

議長 暫く休憩致します。(午後4時12分)

議長 再開致します。(午後4時15分)

11番 収容人員の区分区別でありますか、現行は幼児、乳児と云うふうに分れておりますか、年令でもって区別されておりますか、もとになっています。例えば幼児、乳児の区別はある程度中が画されていまして、これからするとはっきり限界を明示されております。そうしますと、60人を常時収容すると云う前提で、又是非最高度に活用するに依り、この定員があると、この60名常時収容してもらいたい

11番 と云うのが我々の希望であります。その場合どっちか一方が過去にもそう云った事例があると思ひますが、この年令で制限した場合片一方の希望者が少ないと云う場合ですね。乳児と幼児に分けておればある程度カバーできると思ひますが、しかし年令を以て制限してしまうとやはりどこに条例違反と云う問題が出てくるんじゃないかと懸念する訳であります。その人の事について何故あえて年令で区別しなければならぬかと云う事について。

民生課長 この収容人員の件でござりますが、ほな乳児の場合は今度の基準改正の前提でござりますので、8名に対し、保母一人という事になつてく訳です。それで、今までの実績からみしても、こうしたふうに乳児の方を未満児、これが乳児の対象になりますので、保母の数とも見合わせまして、大体16名を2人でみると云うような考え方が進められてあります。尚3才児以上は44名となつておりますが、これは乳児よりも楽であるとする事で数が30名以上と云うような最低1人ですね、こういう基準がなつてきますので、こういうふうなのが適当であると考へてあります。

11番 基準についてはどうなればならぬでしょうか。レベラが運営に当つて常時60名定員、これに収容するんだと云つたような前提で考えた場合、ある程度中をたせたい方が最高度に活用できるんじゃないかと、もし片一方がどうしても

11番 希望者が少ないと云う場合に年令で制限した場合は才未満と云うあれになると、もしこれが3才を一寸上まわっていると云う場合にはこの16人と云う確保が出来ますか、或うかしくなるんでは、どうしますと、いまから60人の定員には満たないで運営していかなければいけないと云ったような事態がないかどうか、その辺を懸念する訳ですが、只今の説明では別に定員において、この60名常時このままでも充分可能と云う考え方が出来ますか。

民生課長 そうです。

11番 充分見通しある訳ですか。それからあと1点、5条の保育料の改正でありますか、先程の説明では、処理費と云うものが出たために保育料も変わるとの事だと言っていますか、これは条文は必ずしも行政主席が定めると云うような字句をいれなければならぬかどうか、毎年その都度行政主席の裁量にかつても変わると云う印象を受ける訳ですか、何か行政主席が定めるという事になると、何かの規程、何かの根拠がなくてはならぬと思うのですが、別に規程があると思うのだから、どう云った条例の条文の書き方が妥当かどうか。

民生課長 これもやはり、これは名称等もまた考えられたいようにありますか、何々徴収規程と云うのはつくられようであります。これもまた決定した何ではございませぬ、しかしやはり、額に於いても内示は

民生課長 ある訳でありますか、こうした方が適當であると、毎年とればは物価の変動によって違ってくるので、こうした方が毎年条例の改正もしなくともいいと云うような事でござりますので、こうした方が宜しい訳であります。政府の指示に従って置く訳です。

11番 とうしますと、宜野湾市の保育料は行政主席が決めるんが、一般市民の方々に聞かれた場合、我々が保育料は幾らになつてゐるか解らないんだと云うふうにしか答へられぬと思ふんですが、と云うのは条例で、ある程度基準何かがあるか、その保育を奨励したり、又勧誘したりする場合にも、幼児はこれだけと云ふと思ふんですが、これからすると、宜野湾市の保育料は行政主席が決める単価でやるふうになつてゐますと云う以外は云々ないと思ふんですが、そのへんについで。

民生課長 条例上ははつきりしてゐませんが、予算でおわかりになると思ひます。

議長 暫く休憩致します。(午後4時24分)

議長 再開致します。(午後4時25分)

議長 議案第35号については質疑の段階で継続審議と致したいと思ひます。

議長 次は日程第9、議案第37号、宜野湾市消防

議長 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例  
について上程致します。

議長 提案者の趣旨説明を求めます。

消防団長 これは従来規則として制定されておりましたが、  
提案理由にもありますように条例事項であるとい  
う関係でここに出されたものであります。尚内容に  
つきましても、従来の規則と何ら変わったところはご  
ざりません。内容について御質問がございましたらお  
答えしたいと思います。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時32分)

議長 再開致します。(午後4時38分)

議長 議案第37号につきましては、質疑を終り、討論  
を省略したいと思っておりますが、御異議がございませ  
んでしょうか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議がございませんので、討論を省略致しまし  
て、採決致します。

議長 議案第37号、宜野湾市消防職員の勤務時間、  
休日及び休暇に関する条例については、原案  
通り可決する事に、御異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様決定致します。

議長 日程第10. 議案第38号 直野湾市議会事務局  
設置条例の一部を改正する条例 について上程  
致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時40分)

議長 再開致します。(午後4時41分)

議長 議案第38号につきましては、関連案件がござ  
いますので、質疑の段階で継続審議と致した  
いと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様致します。

議長 日程第11. 議案第39号 一時借入をすることに  
ついて上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時43分)

議長 再開致します。(午後4時44分)

議長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役 説明の前に御訂正願います。利息の問題ですが、2.3セントに訂正して下さい。年度当初におさまれば、入の時期が予算当初において、相当入の額と支出の額とがある程度何される場合が予想されますので、一応も入と出が年度当初において、マッチしない場合には一時借入をしたいという訳で提案してある訳であります。出来ますことならば、実際問題として実施しない積りでありますが一応議決を経ておきたいと云う意味で提案を致してある訳であります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時46分)

議長 再開致します。(午後4時47分)

議長 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 質疑を打ち切りまして、討論に移ります。討論もないようでありますので、討論を省略しまして、採決に移りたと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、採決致します。議案  
第39号 一時借入することについてを原案通り  
可決する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ございませんので、左様決定致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時50分)

議長 再開致します。(午後4時51分)

議長 日程第12、議案第51号 一時借入すること  
についてを上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時51分)

議長 再開致します。(午後4時53分)

議長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議長 暫く休憩致します。(午後4時54分)

議長 再開致します。(午後4時54分)

助役 第2地区の事業の推進に当りましては、第2地  
区のお金の主なものは、政府補助金と一般会  
計からの繰出金とそれから借入金等にこの3つが  
柱になつておりました。いわゆる年度当初においた。



助役 収入が非常に危ぶまれますので、年度当初の運用として、一時借入をしろという意味で提案致してあります。この方は実質的に必要性が生じてくるものと予想しまして、よろしく願います。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきましては、質疑・討論を省略したかと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、質疑・討論を省略致しまして、採決に移ります。

議長 議案第51号一時借入をすることについての採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様決定致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時55分)

議長 再開致します。(午後4時58分)

議長 本日の日程は全部終了致しましたので、会議を閉じる事に致します。尚明日は午前10時に再開致します。